

実地指導等における指導状況



平成 30 年 10 月 22 日

尼崎市

平素より本市の介護保険サービスの適正な運営にご尽力いただきありがとうございます。
平成29年度以降に実施した実地指導において、次の事項の指摘事項が多く見られました。また、平成30年度の改定により特にご注意頂きたい事項につきましても、併せて記載しております。今後の事業運営の参考にしていただき、より一層の適切な事業運営を行っていただきますよう、お願ひいたします。

全サービス共通事項

○人員基準

- ・事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。

※原則、事業ごとに月ごとの勤務表の作成をお願いいたします。例えば、訪問介護、通所介護、有料老人ホームの運営する場合で、各事業を兼務する職員について、当該勤務時間がどの事業についてのものか、明記する必要があります。

○設備基準

- ・事業所の届出図面が実態と異なるため、介護保険事業担当へ変更の届出を行うこと。

○運営基準

- ・運営規程に定める通常の事業の実施地域及び交通費が実態と異なるため、正しい内容に改めること。併せて、重要事項説明書と整合性を図ること。

なお、運営規程を改定した場合は、介護保険事業担当へ変更の届出を行うこと。

- ・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示すること。また、宿泊サービスにおいても同様の措置をとること。

- ・従業者又は従業者であったものが、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。

- ・利用者又はその家族の個人情報を他の事業者等と共有する場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておくこと。(サービス提供開始時における包括的な同意で可)

○防火安全対策

- ・消防用設備点検を半年に1回実施し、1年に1回は、点検結果を消防署に報告すること。
- ・非常災害に関する具体的計画(消防計画及び風水害、地震等の災害に対応するための計画)を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知すること。

○報酬算定

- ・介護職員待遇改善加算について、当該加算は介護サービスに従事する介護職員の賃金に充

てることを目的としているため、介護職員についてのみ支払うこと。また、介護職員以外の職員に分配されたことにより、本来支払われるべきだった処遇改善金に関しては、平成〇年度に遡って精算すること。併せて、平成〇年度介護職員処遇改善実績報告に関する訂正し、介護保険事業担当へ提出すること。

介護保険施設サービス

○運営基準

- ・栄養補助食品について、栄養ケアを行う上で、必要と判断されるものは施設負担とすること。(ただし、入所者が個人的な嗜好に基づいて選定し、提供されるものについては、入所者負担とすることができます。)
- ・身体的拘束等の適正化について、次のことを行うこと。

- (1) 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともにその結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- (3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (4) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

※平成30年度より改正されています。また、上記のことを実施されていない場合は、身体拘束廃止未実施減算の対象となります。

○報酬算定

- ・経口維持加算Ⅰについて、入所者又はその家族に説明し、その同意を得られた日の属する月以前から算定を開始していたため、過誤調整を行うこと。また、同加算におけるこれまでに行った他のサービス提供について、自主精査を行うこと。
- ・栄養マネジメント加算について、入所者又はその家族に説明し、その同意を得られた日以前から算定を開始している事例が見受けられたため、過誤調整を行うこと。

地域密着型サービス

☆認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

○運営基準

- ・利用者から徴収している食材料費と実際の納品額との差額については、その理由を明らかにし、清算すること。また、必要に応じて食材料費の改定を行うこと。(認知症対応型共同生活介護のみ)

○報酬算定

- ・ターミナルケア加算について、次のとおり整備すること。
(1) 利用者又はその家族等の同意を得て、利用者のターミナルケアに係る計画を作成するこ

と。

- (2) ターミナルケア加算は死亡月にまとめて算定することから、利用者側にとっては、事業所に入居していない月についても自己負担を請求されることになるため、入居者が退居等する際、退居等の翌月に亡くなった場合に、前月分のターミナルケア加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ること。

訪問系サービス

☆訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問リハビリテーション

○人員基準

- ・人員基準上必要な従業者を、常勤換算方法で2.5人以上となるよう早急に配置すること。

なお、改善が見込まれないようであれば、介護保険法第76条及び第115条の7の規定に基づき監査を行い、同法第76条の2及び第115条の8の規定に基づく勧告等を行うことがあることに留意すること。(訪問介護・訪問看護)

・事業所ごとに、常勤の訪問介護員であって専ら訪問介護等の職務に従事する者のうち事業の規模に応じて1以上の者をサービス提供責任者として配置したことを明確にすること。(サービス提供責任者が有料老人ホームの職員と兼務しているため。)(訪問介護)

・理学療法士等による訪問看護を提供する場合には次の事項を行うこと。

(1) 理学療法士等が訪問看護を提供している利用者については、利用者の状況や実施した看護(看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む)の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、看護職員と理学療法士等が連携し作成すること。

(2) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うとともに、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさへする訪問であること等を利用者等に説明し、同意を得ること。(訪問看護)

※平成30年度より理学療法士等による訪問の評価の見直しが行われています。

○報酬算定

・初回加算について、加算要件を満たしていない(サービス提供責任者が、初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月のサービス提供時に同行した旨の記録がなかった。)ため、過誤調整を行うこと。また、同加算における他の請求分についても自主精査を行うこと。(訪問介護)

※サービス提供責任者が他の訪問介護員の提供するサービスに同行して算定する場合は、その記録を残してください。

- ・平成〇年〇月〇日に行った院内介助について、診察時間及び検査時間を含め、訪問介

護のサービス提供時間として、介護報酬を請求している事例が見受けられたため、過誤調整を行うこと。また、診察時間及び処置・検査時間は、保険給付の対象とならないため、これまでに行った他の事例についても自主精査を行うこと。(訪問介護)

・平成〇年〇月〇日の〇〇氏の〇時から〇時までの介護報酬の請求について、一人の訪問介護員が、同日同時間帯に複数の利用者に対してサービスを提供し、介護報酬を請求しているため、過誤調整を行うこと。また、他の請求分についても自主精査を行うこと。(訪問介護)

・看護師等は、(介護予防) 訪問看護計画書の作成・変更に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。また、当該(介護予防) 訪問看護計画書を利用者に交付すること。(訪問看護)

・平成〇年〇月に算定している〇〇氏の介護報酬について、同一建物減算の対象であるため、過誤調整を行うこと。(事業所と同一の敷地内にあるサービス付き高齢者向け住宅に居住している利用者であるため。)(訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

※平成30年度より要件が改正され、同一建物居住者にサービス提供する場合の報酬について有料老人ホーム等以外の建物も対象となります。

・リハビリテーションマネジメント加算の算定に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、指定訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行うこと。(訪問リハビリテーション)

※平成30年度より要件の追加が行われています。

☆福祉用具貸与・特定福祉用具販売

○運営基準

- ・貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること。
- ・機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に掲示すること。
- ・利用者の交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付すること。

※平成30年度より基準が改正され、上記のことが義務付けられています。

通所系サービス

☆通所介護・通所リハビリテーション・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護

○運営基準

- ・重要事項説明書の利用定員が実際と異なっているため、改めること。(認知症対応型通所介護)

護)

※平成30年度より基準が改正され、ユニットケアを行っている地域密着型通所介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」に見直されています。

○報酬算定

・個別機能訓練加算の算定に当たっては、個別機能訓練計画作成後、機能訓練指導員が利用者の居宅を3月ごとに1回訪問し、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と当該計画の進捗状況を説明し、訓練内容の見直し等を行うこと。(通所介護、地域密着型通所介護)

・2時間以上3時間未満の単位数を算定できる利用者は、心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難な者であるため、平成〇年〇月〇日〇〇氏に対して行ったサービス提供については、算定要件を満たしていないため、過誤調整を行うこと。また、他の事例についても自主精査すること。(当該利用者の私的都合により3時間未満でのサービス提供となっているため。)(通所介護、地域密着型通所介護)

・リハビリテーションマネジメント加算の算定に当たっては、指定通所リハビリテーション事業所の医師が、指定通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいざれか1以上の指示を行うこと。(通所リハビリテーション)

※平成30年度より要件の追加が行われています。

入所系サービス

☆短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

○運営基準

・身体的拘束等の適正化について、次のことを行うこと。

- (1) 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともにその結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- (3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (4) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

※平成30年度より改正されています。上記のことを実施されていない場合は、身体拘束廃止未実施減算の対象となります。

居宅介護支援・介護予防支援

○運営基準

- ・特定事業所集中減算については、次に示す判定期間において特定事業所集中減算判定票等を作成し、保存すること。また、判定結果が80パーセントを超える場合については、次に示す期日までに、特定事業所集中減算判定票等を介護保険事業担当に提出すること。併せて、80パーセントを超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を提出すること。

※判定期間 前期3月1日～8月末日、後期9月1日～2月末日

※提出期日 前期9月15日、後期3月15日

- ・サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用者やその家族に対して、つぎのことにつき文書を交付して説明すること。

- (1) 居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができること。
- (2) 居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること。

※平成30年度の改正されています。平成30年4月1日以降の新規利用者については、運営基準減算の対象となっています。

有料老人ホーム

○設備

- ・介護居室については、ベッド又はこれに代わる設備を、原則として施設が用意すること。(ただし、利用者の特別な意向によるものについては利用者負担としても可。)

○運営

- ・少なくとも3年毎に有料老人ホームに係る事業収支計画の見直しを行い、その結果を介護保険事業担当に報告すること。

- ・住宅型有料老人ホームにあっては、入居者の要介護度が重くなれば、介護保険の支給限度額を超える居宅サービスが必要となる場合も想定されること、及び当該ホームで生活できなくなった場合は、ホームを退去し、特別養護老人ホーム等に入所する必要があることを重要事項説明書に記載すること。

また、重要事項説明書を変更する場合には、運営懇談会で意見を求め、介護保険事業担当に報告すること。

※平成30年7月1日より「尼崎市有料老人ホーム設置運営指導指針 尼崎市有料老人ホーム設置指導要綱」が改定されておりますので、ご確認ください。